



秋永 安次 議員

マイナンバーカードの普及促進と利活用について

マイナンバーカードの普及促進に

向けての取り組みはどうか。

答

さらなる普及に向け、制度の周知や申請機会の拡大に努めます。

問

運転免許証を持たない若者や、自主返納する高齢者の増加もあり、今後は運転免許証取得前の年齢も含め、公的身分証明書としてマイナンバーカードの役割は増していくと考えるが、市の考えは。

答 市民生活部長

対面での本人確認の手段に加え、カードには電子証明書が格納されており、電子的な本人確認手段としても重要な役割を果たすものと考えます。

問

マイナンバーカードを持つことの市民および行政に対するメリットは何か。

答 市民生活部長

市民の方のメリットの1つ目には、行政機関で証明書を申請する場合や金融機関での口座開設時に活用できるなど、写真付きの身分証明がない方に有効なもの

となります。

2つ目には、カードがあれば、コンビニで戸籍や住民票、印鑑証明書など、各種証明書が取得できる点です。

また、行政手続きがオンライン申請できることも挙げられます。

行政のメリットは、行政機関相互の情報連携が開始

されたことにより、各種申請にかかる証明書の添付が

不要になるなど迅速な手続きが可能となりました。

問

子育てワンストップサービスの利用状況や今後のマイナンバーカードの利活用の展開についてはどうか。

答 市民生活部長

昨年度から児童手当手続きのオンライン申請が可能となり、本市においても児童手当の対象者に対して、制度の周知に努めています。今後の利活用の展開については、市役所内の検討組織で研究を進めます。

その他の質問

●市民通報システムについて

問 市民生活部長
令和3年から健康保険証として利用できるほか、既存の各種カードや手帳との一体化の推進として、お薬手帳や障害者手帳、社員証や保険証など、様々な分野でマイナンバーカードとの一体化が検討されることとなっています。

マイナンバーカードの様式について



【おもて面】



【うら面】